

事 務 連 絡
令和6年6月28日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

検査料の点数の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

[別記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
国立研究開発法人 国立がん研究センター
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康安全機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合（47カ所）
財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房教養厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 6 年 7 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節 D 0 1 4 (11) を次のように改正する。

(11) 抗カルジオリピン I g G 抗体、抗カルジオリピン I g M 抗体、抗 β_2 グリコ
プロテイン I I g G 抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I I g M 抗体

ア 「30」の抗カルジオリピン I g M 抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を
目的として、E L I S A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施した場合に、
一連の治療につき 2 回に限り算定する。

イ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I I g G 抗体は、抗リン脂質抗体症候群
の診断を目的として、C L E I A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施し
た場合に、一連の治療につき 2 回に限り算定する。

ウ 「30」の抗 β_2 グリコプロテイン I I g M 抗体は、抗リン脂質抗体症候群
の診断を目的として、C L E I A 法、C L I A 法又は F I A 法により実施し

た場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピン I g G抗体、抗カルジオリピン I g M抗体、抗 β_2 グリコプロテイン I I g G抗体及び抗 β_2 グリコプロテイン I I g M抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和6年3月5日付け保医発0305第4号）

改正後	現行
<p>別添1</p> <p> 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p> 第3部 検査</p> <p> 第1節 検体検査料</p> <p> 第1款 検体検査実施料</p> <p> D000～D013（略）</p> <p> D014 自己抗体検査</p> <p> (1)～(10)（略）</p> <p> (11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β₂グリコプロテインIIgG抗体、抗β₂グリコプロテインIIgM抗体</p> <p> ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法、<u>CLIA法又はFIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p> イ 「30」の抗β₂グリコプロテインIIgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法、<u>CLIA法又はFIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p> ウ 「30」の抗β₂グリコプロテインIIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLE</p>	<p>別添1</p> <p> 医科診療報酬点数表に関する事項</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 特掲診療料</p> <p> 第3部 検査</p> <p> 第1節 検体検査料</p> <p> 第1款 検体検査実施料</p> <p> D000～D013（略）</p> <p> D014 自己抗体検査</p> <p> (1)～(10)（略）</p> <p> (11) 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、抗β₂グリコプロテインIIgG抗体、抗β₂グリコプロテインIIgM抗体</p> <p> ア 「30」の抗カルジオリピンIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、ELISA法 <u>又はCLIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p> イ 「30」の抗β₂グリコプロテインIIgG抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLEIA法 <u>又はCLIA法</u>により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。</p> <p> ウ 「30」の抗β₂グリコプロテインIIgM抗体は、抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、CLE</p>

I A法、C L I A法又はF I A法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピンI g G抗体、抗カルジオリピンI g M抗体、抗 β_2 グリコプロテインI I g G抗体及び抗 β_2 グリコプロテインI I g M抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

(12)～(30) (略)

D 0 1 5～D 0 2 5 (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

第4部～第14部 (略)

第3章 (略)

I A法又はC L I A法により実施した場合に、一連の治療につき2回に限り算定する。

エ 「30」の抗カルジオリピンI g G抗体、抗カルジオリピンI g M抗体、抗 β_2 グリコプロテインI I g G抗体及び抗 β_2 グリコプロテインI I g M抗体を併せて実施した場合は、主たるもの3つに限り算定する。

(12)～(30) (略)

D 0 1 5～D 0 2 5 (略)

第2款 (略)

第2節 削除

第3節・第4節 (略)

第4部～第14部 (略)

第3章 (略)